

J R 東海労申第 2 5 号
2 0 1 9 年 1 月 2 1 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

「J R 東海労第 3 4 回臨時大会決定に基づく、本人の同意なき一方的な休日出勤指定」に関する申し入れ

年度初の要員計画の業務委員会において会社は、「新幹線乗務員の休日出勤は 0 ～ 1 泊」と説明した。しかし会社は 9 月 13 日、突然「お知らせ」で 1 ～ 2 泊の休日出勤を実施することを明らかにした。その結果、職場では不平・不満が渦巻き、組合は申第 19 号『「新幹線乗務員の休日勤務指定」に関する申し入れ』を行った。開催された業務委員会で、組合は「まずは社員に謝罪をするべきだ」と求めたが、会社は、需給を見誤ったことは認めたものの現場で説明をしたことをもって、謝罪を拒否した。

また、休日出勤が発生した原因について、会社は「好調な利用状況により、臨時列車を増発した」とし、組合は、時刻表に記載されていない臨時列車を含め、臨時列車の本数を明らかにするよう求めたが、これも拒否した。

さらに会社は、組合が「本人の都合も聞かず、有無を言わず業務命令で休日出勤を強制しているが、社員には年間休日 120 日の権利がある。休日出勤を指定するなら本人の了承を取ること」と主張したことに対し「業務として指示をしている。断ることはできない」と拒否した。

組合は、会社が示す休日勤務が発生した理由について到底納得できない。要員不足は明らかであり、適正な要員を配置せず本人の同意なき一方的休日出勤を指定し、休日が収奪されている状況を看過できない。よって、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

記

1. 本人の同意なき一方的な休日出勤は指定しないこと。
2. 前月 10 日の休日予定表に休日出勤指定予定日を明らかにすること。
3. 休日出勤指定予定に対して、年休時季指定した場合は本人の同意が得られなかったとみなし、休日出勤指定を行わないこと。

4. 組合員が時季指定した年休をすべて発給すること。
5. 休日出勤を解消するために、適正な要員を措置すること。
6. 要員確保のために、乗務員の要請数を増やすと共に、養成を見越した社員数を採用すること。
7. 専任社員には休日出勤を指定しないこと。

以 上